

ジャパンクラブ

NEWS LETTER

Japan Club : 1759 Sutter Street #203, San Francisco, CA 94115 • www.jpclub.org • jc-sf@sbcglobal.net

2月度理事会報告

2016年新年度総会と新年会同時開催に 42名が参加され楽しい集いとなりました

2月6(土)行われた2月度理事会には7名の理事が参加され、下記の点に付いて討議がなされました。

1)2016年度役員改選投票用紙を各理事に手渡し慎重な判断の下に投票をお願いした。過半数の理事は出席したが5名の理事が欠席された為改選は3月の理事会に持ち越された。

2)1月31日に行われた総会と新年会を兼ねた今回の行事に付いて反省会を行い来年度より更に充実した行事に盛り上げるべく検討。参加者合計42名(内会員28名、非会員13名及び来賓1名)催し全体の移行を監督する人と催しの司会をする人を分け業務分担する事が必要であろう。一人が全体を観ると行き届かない場合が出てくる可能性がある。

総会に付いては特に指摘はなかったがその後に控えている新年会の催しを考慮して業務及び会計報告発表の簡素化の指摘があった。今回初の試みである川柳は皆さんの評判も良かったが敢えて指摘すると参加者全員に事前にプリントされた川柳を配布して夫々に判断時間を十分に与える余裕が欲しかった。慣例の粕汁と共に今回は特別仕立ての弁当を榴木マーケットにお願いしたが大変好評で喜んで頂いた。

3)5月22日(日)に予定されているガレージセールに付いては予定通りバーリングゲームで北理事の主導で実行する方向で決定された。

4)海上保安庁練習船乗員歓迎会を日米会主催、慈恵会及びジャパンクラブが後援する案件を日米会の役員より持ち掛けられたが日米会側の最終的な結論が出てない為取り敢えず本件は保留となった。

3月理事会は3月5日(土曜日)午後1時より予定。
場所はサンフランシスコ日米会会議室

事務局(大隅敏男)

今年度より1月が新事業年度となる事から新年会と同時開催となった第22回定期総会はゲストに作田誠領事を迎え、大隅敏男事務局長の司会で開かれた。初めに上野会長(総会議長)の挨拶があり、会計報告・予算案、事業報告・計画がそれぞれ承認を得、今回は事業年度の変更に伴い理事全員の留年も合わせて承認されました。

引き続き新年会が開かれ、慣例となっている粕汁と特別仕様のお弁当を食べながら初めての試み「川柳」創りに多くの人が参加、さらに太巻きデモンストレーションなど、多くの新しい試みもあり今後の新年会の運営に大いに期待出来る感触が得られました。皆さんご苦労様でした。

写真提供:大隅敏男、古田絃一





皆さんも挑戦してみませんか

今年の新年会では殆どの方が初めての川柳創りでした、皆さんもぜひ応募してください、ご自分が創ると自然に川柳そのものに興味がわいてくる事でしょう。右に掲載したものは12月末迄に兼題に沿って応募されたものです。次号から「雑詠」の応募作を掲載します。

12月の兼題は「里」でした

里帰りいつかの彼女と巡り会い 北 哲也
古里の山をうしろに愛妻と

里山が消えて熊さんこんにちわ 上野 正安
里帰り黙祷から始まる同期会

在米五十年日ましに募る望郷心 黒沢 信平
雪景色どころではない雪に住む

ふる里はネオン眩しく古くない クリスティー恭子
道幅の狭さおどろくわが故郷
山里の山はいずこへビルばかり
土ぼこり靴の汚れも懐かしく

**新しく発足した同好会で
皆さんの応援をお願いします**

過ぎし日の想いで忍んで里帰り 大隅 敏男
来てみれば過ぎし面影今はなく
さすらいの旅路は終わり夢も去り

喜寿迎え生まれし里はビルの谷 古田 紘一
川も木も昔と違う里の今
東京駅何時でも手に入る里の味

涙ぐむ母遠ざかる里の駅 シュミットまり子

次号から同じく12月末迄に応募された「雑詠」の句を掲載しますが今回は初めての試みの為投稿された全句を掲載します。今後の予定、応募方法など決めた上追ってお知らせします。

お問い合わせ、応募は：シュミットまり子さん
郵送：1533 Fieldcrest Dr. Pleasant Hill, CA 94523
電話：925-228-7170
電子メール：sakura_7170@yahoo.co.jp
ご質問などのお問い合わせも上記アドレスをお願いします。

**ソーシャルセキュリティー
給付制度の変革**

寄稿 市川 俊治氏

2015年11月2日オバマ大統領は Bipartisan Budget Act of 2015 (施行日2016年5月1日) にサインしました。その結果ソーシャルセキュリティー (SS) の給付の仕組みが変更となります。皆様にとり老後の生活設計に影響を与える恐れがありますので、その概要をお伝えしたいと思います。

SSの年金額を最大限に拡大するオプションに File and Suspend と Restricted Application と呼ばれるものがあります。File and Suspend とは標準年齢の66歳に達した時に年金申請 (FILE) をし、その後すぐ (実際には同時に) 繰り下げ受給 (SUSPEND) の申請をすることです。FILEしたことにより、申請者の配偶者 (62歳以降) が申請者の最大半額の年金受給が可能になります。一方、SUSPEND により申請者は自身の受給開始日を繰り下げたことになり、将来受ける年金が増額されることとなります。Restricted Application とは File and Suspend と違い、夫婦の両方とも自身の年金を受け取る資格がある場合 (要するに共働きのケース) のみ適応します。66歳に達した人で、配偶者がすでに (1) 年金を受給している、あるいは (2) FILE & SUSPEND している場合、配偶者年金だけの申請をし、自分自身の年金申請は繰り下げて増額を図るというものです。

今回の改正でこの2つのオプションが無くなることとなります。その結果 ①これまでは自分の年金を申請し同時に繰り延べた場合、自分の年金を将来に向けて増額させながら一方で配偶者は自分の年金に基づく支払いを請求出来ましたが2016年5月以降、自分の年金の繰り延べをすると繰り延べ中は配偶者は、自分が年金受給を開始するまでは年金を受け取ることが出来なくなります。ただし2016年4月まではこれまで通り File and Suspend のオプションは有効であるため、資格のある方は検討される価値は十分あります。②共稼ぎの夫婦で一方は既に年金を受給しておりもう片方は受給資格がある場合、例えば62歳で年金を申請すると、これまでのように配偶者の受給年金額の半分をベース (標準年齢未満での申請ですから減額されます) にした受給 (年金額A) の請求することは出来なくなり (ただし2015年中はOKでした)、そのかわり配偶者の年金額の半分をベースにした年金額Aか自分自身の年金のいずれか高いほうの年金を62歳から受給することになります。この選択をすると選択した時の年金額が生涯受給額として継続することになります。これまで例えば62歳で配偶者の年金の半分 (+減額) を受給しその後66歳 (標準年齢) で自分自身の年金受給に切り替えるかさらに70歳まで延ばして増加した自分の年金額を受給することが出来なくなったということです。今回の改正内容は分かりにくい部分がありますが、色々な媒体で採り上げられていますので理解を深めて対応されては如何でしょうか。

この問題は市川氏ご自身も指摘される様になかなか判りづらい点が沢山あります、もしこの問題に関心を持つ人が大勢おいでになる様でしたらこの機会に勉強会を開いてお互いに意見を交換し、話し合ってみてはいかがでしょうか。同時にジャパンプラブとしてもこの問題に詳しい専門の人を探して招請する、場所を用意する、市川俊治氏への問合せの仲介をするなどのサポートも考えて参ります。時間的なリミットもありますので関心をお持ちの方は至急事務局 (大隅 415-221-9566) 又は (古田 650-341-7857) 迄ご連絡をお願いします。

海外年金相談センター 市川俊治
http://nenkinichikawa.org
E-Mail shunjiichikawa@gmail.com
TEL&FAX 03-3226-3240
市川俊治氏にご質問などがある方は
ジャパンプラブでもお取り次ぎ致します。